

平成二十年十月十四日受領
答弁第七五号

内閣衆質一七〇第七五号

平成二十年十月十四日

内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議長 河野 洋平 殿

衆議院議員山井和則君提出薬害肝炎患者リストに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員山井和則君提出葉害肝炎患者リストに関する質問に対する答弁書

一について

「フィブリノゲン製剤投与後の四百十八例の肝炎等発症患者の症状等に関する調査検討会」が本年六月二十七日に取りまとめた調査報告書（以下「調査報告書」という。）によれば、フィブリノゲン製剤投与の事実をお知らせできた二百二十七名を対象として調査したところ、百二名から回答があり、このうち平成十四年七月前にC型肝炎ウイルス感染について認知していた人は五十九名、認知していなかった人は十二名である。なお、調査報告書によれば、同月前にフィブリノゲン製剤投与の事実を認知していた人は三十七名、認知していなかった人は五十一名である。

二について

調査報告書によれば、平成十四年当時医療機関で受診しておらず、平成十六年になってC型肝炎治療を開始しており、フィブリノゲン製剤投与の事実のお知らせがなかったために、C型肝炎治療の開始の時期が遅れた可能性が否定できない者は一名である。